

平成27年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
経営総務課	上水道の宣伝業務	平成27年4月1日	アクティオ株式会社 大阪支店	大阪市淀川区木川東四丁目8番33号	2,390,400	プロポーザル方式により総合的に評価を行い選定された事業者である相手方と契約したものである。 (地方公営企業施行令第21条の14第1項第2号)
経営総務課	平成27年度賠償責任保険	平成27年4月1日	株式会社保険総合研究所	奈良県奈良市四条大路二丁目2番12号	1,602,880	事故発生時の円滑な示談交渉が可能であるとともに、平成26年度に発生した大規模漏水事故に起因する保険料の上昇を可能な限り抑制できるため、当局水道施設を対象とする総合的な賠償責任保険に豊富な実績を有する保険に継続して加入することとした。なお、保険契約にあたっては、競争入札参加資格者のうち唯一当該保険を取次ぎ可能な代理店である相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第7号)
経営総務課	空調設備保守業務	平成27年4月1日	株式会社ダイキンアプライドシステムズ 大阪支店	大阪市西区鞆本町一丁目6番3号	1,026,000	庁舎空調機器を常に良好な状態に保つため、オンライン監視による機器の故障を予知・予防することが有効であり、専門的知識を有するとともに故障時における原因の早期解明や迅速な部品調達が必要である。そのため、当該機器の製造会社の保守点検を専門とする相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
経営総務課	定期健康診断・VDT健康診断・胃がん検診・石綿検診	平成27年6月10日	公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター 附属健康増進センター関西支部	大阪市西区西本町一丁目3番15号 大阪建大ビル7階	単価契約 (年間見込額) 889,348	市長部局が契約する業者と統一することにより、職員が業務等の都合に合わせ、受診日を複数選択できる等の利便性が図れること、及び契約金額を抑制できる観点から、平成24年度に市長部局の入札で落札した業者と契約を締結したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号)
お客さまサービス課	量水器計量事務	平成27年4月1日	個人委託検針員1名	—	単価契約 (年間見込額) 3,045,060	本業務についての経験・実績が十分であり、検針並びにこれに付随する業務、本市給水区域内の地理や現場の状況に精通しているため、相手方と随意契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

平成27年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
お客さまサービス課	ハンディターミナル 検針システム機器の 保守契約	平成27年4月1日	関西水道用品株式会 社	豊中市服部本町二丁目8 番19号	886,464	契約相手方は、当システムの環境及び運用実態に精通するとともに、緊急時の対応をスムーズに行える要件を備えていることが必要である。このため当システムの開発業者であり、プログラムに精通している当相手方と随意契約を締結したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
お客さまサービス課	電子計算機（ホスト コンピュータ）端末 賃貸借契約	平成27年4月1日	富士通株式会社 関 西支社	大阪府大阪市中央区城見 二丁目2番6号	756,864	前納水道料金の還付や使用者情報の確認のため、水道料金システムのクライアントパソコン5台を増設することとなった。ホストコンピュータを使用した水道料金システムとクライアントパソコンを接続し基幹業務を行うためには、端末エミュレータのソフトがインストールされた同メーカー機器でなければならないため、相手方と随意契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
お客さまサービス課	前納水道料金精算 コールセンター運営 等委託業務	平成27年4月23日	株式会社ジェネッツ 関西支店	兵庫県尼崎市塚口町一丁 目13番地8 サウザン ド塚口201-1	17,155,800	前納水道料金精算の対象件数は、約21,500件と膨大であり、制度の説明にも高度なコミュニケーション能力が必要となる。また、実施期間も短く、お客さまからの問い合わせが殺到することが予測される。そのことより当該業務を円滑・安定的に実施するために、本市での水道料金滞納整理業務及び閉栓精算業務との連携は不可欠であり、また、本市の検針徴収サイクルや前納水道料金の説明などの市民対応において高いノウハウと実績がある相手方と随意契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
お客さまサービス課	日本語ラインプリン タ保守付き賃貸借契 約	平成27年9月28日	富士通リース株式会 社 関西支店	大阪市中央区城見二丁目 2番53号	1,381,536	当プリンタは水道料金等納入通知書や口座振替済通知、チェックリスト等の発行など日常業務において不可欠であり、障害が発生すれば日常業務に多大な影響を与えることとなるため、当プリンタ及びホストコンピュータの機器に精通しており、水道料金システム全体を熟知している相手方と随意契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

平成27年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
工事管理課	給配水装置維持管理業務 (平日・昼間水道施設修繕業務)	平成27年4月1日	八尾市水道工事業協同組合	八尾市光南町二丁目2番24号	単価契約 (年間見込額) 19,038,000	本業務については、修繕業務があれば迅速に的確に緊急対応できる体制（資材・機器の調達、確かな知識と技術、人員体制等）が必須条件であり、現状において当該条件に唯一合致する相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
工事管理課	給配水装置維持管理業務 (休日・夜間水道施設修繕業務)	平成27年4月1日	株式会社上之島水道	八尾市東山本町八丁目6番43号	単価契約 (年間見込額) 6,419,000	本業務については、休日夜間の修繕業務であり、平成27年度に競争入札にて発注するまでの期間を対象とするものであるが、当該業務を遂行するには契約期間が短いため、平成26年度にこの業務を適正履行した業者と、準備期間の間（3か月間）を随意契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
工事管理課	平日・昼間水道施設修繕業務	平成27年7月1日	八尾市水道工事業協同組合	八尾市光南町二丁目2番24号	37,562,400	本業務については、修繕業務があれば迅速に的確に緊急対応できる体制（資材・機器の調達、確かな知識と技術、人員体制等）が必須条件であり、現状において当該条件に唯一合致する相手方と契約したものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成27年度設計等実務補助業務	平成27年4月1日	ダイシン設計株式会社	大阪市住之江区中加賀屋三丁目10番13号	3,871,800	工事の円滑な発注に向け、設計等実務の補助業務を委託するものであるが、平成27年度に競争入札にて発注するまでの期間を対象とするもので、当該業務を遂行するには契約期間が短いため、平成26年度の受注者であり、本業務に精通し、CADソフトについての専門的な知識及び技術を有している相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成27年度電気設備点検保守業務	平成27年4月1日	エネサーブ株式会社	滋賀県大津市月輪二丁目19番6号	3,186,000	本業務は、各受配水施設に設置されている高圧受配電設備、ポンプ及びその他機器等の維持管理を行うため、当該機器全般に精通し、専門的な知識・技術を有し、常時遠隔監視の業務を行っている相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

平成27年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
施設整備課	市町村水道水質共同検査	平成27年4月1日	大阪広域水道企業団 水質管理センター	枚方市村野高見台7番2号 (村野浄水場内)	2,519,000	自己検査が困難な項目について「市町村水道水質共同検査実施要項」に基づき大阪広域水道企業団（府下42市町村で構成）と構成市町村の共同検査として実施するため、当相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成27年度管路情報マッピングシステムソフト保守業務	平成27年4月1日	株式会社管総研	兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号	2,041,200	現在使用している管路情報マッピングシステムのソフト保守を行うものであるため、当該システムを構築し、業務遂行の技術等を網羅している相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成27年度既設水道管撤去処分業務	平成27年4月1日	八尾市水道工事業協同組合	八尾市光南町二丁目2番24号	単価契約 (年間見込額) 1,000,000	既設水道管の撤去は、施工時期及び場所ともに不定、かつ市内一円に渡る可能性があり、他企業工事の進捗に合わせて行わなければならない、常時、対処可能な体制が必要となるため、相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成27年度設計積算システムソフト保守業務	平成27年4月1日	株式会社管総研	兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号	648,000	現在使用している設計積算システムのソフト保守を行うものであるため、当該システムを構築し、業務遂行の技術等を網羅している相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	イオンクロマトグラフ点検修理	平成27年5月20日	株式会社島津アクセス 大阪支店	大阪市北区西天満五丁目14番10号	520,043	当該装置は精密機器でありメーカー独自の技術や構造を有するため、これらについて最も熟知精通しているメーカーのサービス部門である相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成27年度水質モニター定期点検時交換部品	平成27年6月10日	向洋電機株式会社	大阪府吹田市江の木町20番15号	925,840	当該部品は、市内各所に設置されている水質モニターの消耗品等であり、当該機器の製造メーカーの製品を使用する必要があり、部品の調達に関して競争入札に付することは適当でないことから、相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

平成27年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
施設整備課	ガスクロマトグラフ 質量分析装置点検修 理	平成27年6月12日	株式会社島津アクセ ス 大阪支店	大阪市北区西天満五丁目 14番10号	933,100	当該装置は精密機器でありメーカー独自の技術 や構造を有するため、これらについて最も熟知精 通しているメーカーのサービス部門である相手方 と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	7次第100号配水管整 備工事に伴う郡川遺 跡埋蔵文化財発掘調 査業務	平成27年8月13日	公益財団法人八尾市 文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58番 地の2	1,121,040	工事着手にあたり、八尾市教育委員会及び公益 財団法人八尾市文化財調査研究会と協議を行った 結果、文化財保護法により発掘調査が必要になり 埋蔵文化財調査指示書に基づき公益財団法人文化 財調査研究会と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成27年度設計積算 システム歩掛改訂業 務	平成27年8月24日	株式会社管総研	兵庫県尼崎市浜一丁目1 番1号	1,296,000	現在使用している設計積算システムの歩掛改訂 及び関連データ群の整備等を行うものであるた め、当該システムを構築し、業務遂行の技術等を 網羅している相手方と随意契約を行ったものであ る。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成27年度遠隔監 視制御装置保守点検 業務	平成27年9月1日	アンリツ株式会社 第3営業部関西支店	吹田市江坂町一丁目23 番101号	3,456,000	当該業務の対象機器は精密な装置であり、本業 務を遂行するためには、専門的な知識・技術を有 していることに加えて当局の受配水施設に設置し ている機器全般に精通していることが必要であ り、競争入札に付することは適当でないことか ら、相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	平成27年度超音波 流量計保守点検業務	平成27年9月1日	英和株式会社	大阪市西区北堀江四丁目 1番7号	891,000	当該業務の対象機器は精密な装置であり、本業 務を遂行するためには、専門的な知識・技術を有 していることに加えて既存の超音波流量計に精通 していることが必要であり、競争入札に付するこ とは適当でないことから、相手方と随意契約を 行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)

平成27年度 随意契約の公表（水道局）

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの随意契約
【水道局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
施設整備課	高安受水場2号配水ポンプ分解整備工事	平成27年9月14日	朝日企業株式会社	大阪市北区天満二丁目7番30号	3,348,000	本工事は、高安受水場配水ポンプ棟にある2号配水ポンプの分解整備及び消耗部品交換等の維持補修を行うことにより市内への安定給水を図るものであり、当該ポンプの構造・状態・特性・個体の症状などを熟知し、取替部品の調達や突然のトラブルにも迅速に対応できる相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)
施設整備課	高安受水場3号配水ポンプ盤更新工事	平成27年9月16日	東芝電機サービス株式会社関西支店	大阪市北区角田町8番1号	59,400,000	当該工事は指名競争入札を実施する予定であったが、入札予定日において1者を除いて辞退したため、入札を取りやめた。しかし、仕様の変更ができないこと及び再度入札を実施すると年度内に完了することができないことから、唯一辞退しなかった相手方と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号)